

山形大学中央図書館学外者利用細則

平成 22 年 1 月 18 日 小白川図書館専門会議

(趣旨)

第 1 条 この細則は、山形大学中央図書館利用規程（以下「利用規程」という。）第 2 条第 2 項の規定に基づき、山形大学中央図書館（以下「図書館」という。）の学外者の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この細則で「学外者」とは、本学の教職員及び学生以外の者をいう。

(利用申請)

第 3 条 図書館を利用しようとする者は、所定の様式により申請を行い、図書館利用証（以下「利用証」という。）の交付を受けなければならない。ただし、開架用図書の見本の利用については、利用証の交付を要しない。

2 前項により申請した内容に変更が生じた場合は、直ちに届け出なければならない。

(サービスの範囲)

第 4 条 学外者は、次に掲げるサービスを受けることができる。

- (1) 図書及びその他の資料（以下「図書館資料」という。）の閲覧
- (2) 山形大学図書館文献複写規程に基づく文献複写
- (3) 学術に係るレファレンス・サービス
- (4) その他館長が必要と認めた事項

2 利用できる図書館資料は、原則として図書館内に配架されているものとする。

3 第 1 項の規定にかかわらず、学外者が図書館資料の館外貸出を申し出た場合、次に掲げる要件を満たし、中央図書館長（以下「館長」という。）が特に必要と認めたときは、図書館資料を館外に貸出することができる。

(1) 県内在住又は県内に通勤・通学する者で、身分証明書により氏名・住所等の必要事項を確認できた場合（身分証明書とは、健康保険証・運転免許証・学生証等をいう。）。ただし、未成年者及び社会人以外の学生の場合は、保護者又は連帯保証人の氏名等も確認された場合に限るものとする。

(2) 本学の名誉教授

4 貸出できる図書の冊数、期間及び更新可能回数は、それぞれ 20 冊以内、3 週間以内及び 1 回とする。

5 返却期限の更新は、予約中及び貸出停止中等に該当しない場合に限り認めるものとする。

6 雑誌は館内閲覧のみとし、書庫内雑誌の閲覧は 1 回につき 5 冊以内とする。

(利用時間等)

第6条 学外者は、利用規程に定める開館日の開館時間内に図書館を利用することができる。

(利用の制限)

第7条 本学の教育・研究又は図書の管理等に支障がある場合は、利用について制限することがある。

(規程等の遵守)

第8条 学外者は、図書館の利用に関し、利用規程及びこの細則に定めるもののほか、館長の指示する事項を守らなければならない。

(細則の閲覧)

第9条 図書館を一般の利用に供する便宜を図るため、この細則をいつでも閲覧できるように図書館窓口に備え付けるものとする。

(その他)

第10条 この細則に定めるもののほか、学外者の利用に関し必要な事項は、館長が別に定めることができる。

附 則

この細則は、平成22年2月5日から施行し、平成21年10月1日から適用する。

附 則

この細則は、令和5年3月10日から施行し、令和4年10月1日から適用する。